

◆ 先輩職員の声 ◆



任期付職員Hさん
平成30年最高裁判所司法研修所修了（71期）
平成30年～令和3年・・・法律事務所勤務
令和3年～令和5年・・・民間企業勤務
令和5年～令和6年・・・法律事務所勤務
令和6年7月・・・公取委採用

任期付職員Iさん
令和5年最高裁判所司法研修所修了（76期）
令和5年～令和6年・・・法律事務所勤務
令和6年12月・・・公取委採用



○業務内容は？

私は、取引適正化検査管理官の事件班に所属していて、主に「取適法（※）違反が疑われる委託事業者に対する調査及び措置」を担当しております。

※ 令和7年までは下請法。

私は、取引適正化検査管理官の文書班に所属しています。文書班の業務は多岐にわたりますが、主として、取適法違反事件の調査報告書、勧告書等を確認し、事実認定や取適法の解釈・適用のチェックを行う文書審査や、取適法担当官や他課室からの照会（取適法の解釈・適用等に係る質問）への対応を行っています。

私は、直接調査を担当していませんが、調査では、Hさんは具体的にどんなことをしているんですか？

委託事業者の事業所に赴く実地調査（立入調査）を行ったり、委託事業者及び中小受託事業者から受領した資料を分析したり、委託事業者及び中小受託事業者ヒアリングしたりして、製造委託等取引の実態を把握し、取適法違反の有無及び内容を解明する、というのが具体的な業務内容です。

その結果、取適法違反が認められた場合には、勧告又は指導を行い、最終的には、委託事業者に必要な改善措置を採ってまいります。

企業間の取引内容に介入し是正させるので、責任重大ですね。

○応募のきっかけ、動機は？

法律事務所や企業に勤めていた際、取適法の相談を多く受けていたので、取適法の知識を深めたいと思い志望しました。

Hさんはなぜ取引適正化検査管理官を志望されたのですか？

Iさんはどうしてですか？

もともと経済法が好きで、公正取引委員会の活動にも興味を持っていたためです。それと、以前勤務していた法律事務所でも、委託事業者、中小受託事業者双方から相談を受けていて、取適法の実務を知りたいと思い志望しました。

あとは、勧告の件数が年々増えていたので、取適法の実務に携わることは、将来の仕事に役立つと思ったことも大きいですね。

確かに、最近の勧告件数の伸びはすごいですよね！

Iさんは応募に当たって不安だったことはありますか？

独禁法や取適法の知識がほとんどない中で、採用されるのか、採用されて役に立てるのが不安でした・・・

随分心配性ですね笑
でも、問題なくバリバリ御活躍されてますよ！

○業務のやりがいは？

Hさんは取適法の事件調査を担当されてますが、どんな役割をされているんですか？

違反事件調査はチームで行うのですが、いくつか案件の主任官を務めています。このため、当該事件をどのように落着させるのかをイメージしながら、調査対象や調査方法の検討、論点整理等を主体的に行い、先頭に立って調査を主導し、公正取引委員会内での説明や決裁手続を担い、そして、公正取引委員会側の窓口として委託事業者と対峙します。

主任官を務めるとは、やりがいがありますね！でも、苦労も多いのでは・・・？

そうですね。取適法に基づく措置は行政指導であり、独禁法に基づく措置と違って強制力がないため、委託事業者が取適法の趣旨や自ら取適法違反について理解・納得した上で従ってくれないと、委託事業者及び中小受託事業者双方にとってのハッピーエンドを迎えることは不可能です。規制する側の公正取引委員会と規制される側の委託事業者とでは、形式的な利害が真っ向から対立しますので、委託事業者からの強い抵抗に遭うことがしばしばあります。実際に私も苦労したことがあり、「今まさに人間力が試されているな」と感じたことをよく覚えています。

それは大変ですね・・・
そんな場合、どのように対応をするんですか？

委託事業者に代理人弁護士が付いていれば別論ですが、そうでない場合などには、法律論を振りかざすのみでは委託事業者の真の理解は得られませんし、真の解決も得られません。どこで議論がすれ違ってしまっているのか、委託事業者は何に疑問を感じており、どのような説明をする必要があるのかを突き詰めて考え、丁寧かつ真摯に向き合い続けた結果として、なんとか理解・納得してもらえたときには、何物にも代え難い達成感を得ることができます。

また、自身が主任官を務めた事件が公正取引委員会ひいては社会における過去事例として蓄積されることにも、大きなやりがいを感じます。

読んでいただきありがとうございます！専門誌に記事を投稿できるのも、やりがいのひとつですね。

Iさんは今の業務のどんなところにやりがいを感じていますか？

先日も勧告が公表されて、ニュースや新聞に多く掲載されていましたね。

そうそう、それから、Hさんが書かれた雑誌「公正取引」の事件解説記事も読みましたよ！

文書班においては、全ての勧告事件について文書審査を行うため、いずれの勧告事件についても思い入れがあります。

取適法は、簡素な条文と多様な事案との狭間で未知の論点を常に抱える極めて面白い法律です。一つ一つの検討が前例となり、将来の執行実務や政策立案に反映されていくという実感は、官庁でしか得られないもののように思います。

また、日々の業務では、個人情報保護法、知的財産法などの取適法以外の法律の理解が問われる場面もあり、弁護士としての知識・経験を活かすことができますし、任期を終えて弁護士業務に再び就く場合には、これまでの知識・経験が活きるものと考えています。

勧告の前には、私が書いた報告書もIさんにチェックしていただきましたね。ありがとうございます（笑）

○応募を検討している方へのメッセージ

取引適正化検査官として取適法の執行業務に携わったことで、よくある契約書の規定が公正取引委員会からどのように評価されるのか、ビジネス上当然行われている運用にどのような落とし穴があるのかといった多くの気づきを得ることができました。任期満了後は、取引適正化検査管理官で培った知見や経験を大いに活用し、取適法違反のリスクはもちろん、更に進んで、取適法違反の執行リスクについても適切なアドバイスをしていきたいと考えております。法律事務所や企業では得難い経験を求めて、皆様も是非応募してみたいはいかがでしょうか。

少し視点を変えて、普段の生活についてのことを申し上げておきますと、他省庁と同様、基本的な勤務時間は、9時30分から18時15分まで（このうち12時から13時までは昼休み）となっています。業務の繁忙にはよりますが、国会対応などの他律的業務がほとんどない当室においては、フレックスタイムやテレワークを利用しやすい環境が整っています。私も最近では、始業を30分早めるなどしています。

また、超過勤務は比較的少なく定時退庁している方も多いです。他方で、思う存分働き、より多くの経験を積むこともできます。その点、働きやすい環境といえるのではないかと思います。

ご応募、お待ちしております！